

NPO成年後見相談センター・ラパス

設 立 趣 旨 書

急速な高齢化が進む現在、健康で文化的な生活を維持するために「自分らしいシニアライフを設計する」ことが欠かせない時代になってきました。高齢者にとって財産管理は、安定した暮らしのために欠かせない事項です。

以前は、家族による世話や介護が行われてきましたが、高齢化が進む一方で、少子化が進み、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者の一人暮らしが増えていくことが予想されています。家族に頼ってこられたことも、高齢者が自らしなければならない状況になってきました。

介護を受ける状態になり、自ら財産管理ができなくなりせっかく貯蓄した老後資金も自分自身のために思うように使えなくなることも考えられます。また、判断能力が低下してくると、詐欺行為や悪質商法の餌食になる高齢者の話は枚挙に暇がありません。

高齢者ばかりでなく、障害者の方にとっても頼るべき家族の高齢化や少子化により、必要な援助が受けられなくなる可能性も否定できなくなります。

これらの現状を踏まえて、財産管理や身の回りの契約行為等の助言や支援は、大変重要となっています。必要な援助が必要な時に必要な範囲で社会的に支援されることが求められます。

平成12年4月1日より新しい成年後見制度がスタートし、知的障害のある人や精神障害のある人及び痴呆症の人など判断能力・意思能力の不十分な人にも対応できる柔軟な制度が誕生しました。

成年後見制度は、「本人保護」・「自己決定の尊重」・「ノーマライゼーション」を3本の柱としています。本人の保護はもちろんのこと、できる限り本人の意思も尊重しながら、社会的に不利を負う人々が社会から隔離されることなく、地域社会の中で当たり前のように暮らしてゆけるように支援するものです。

この法人は、この成年後見制度を前提として、一般市民に対して、高齢者及び障害者等の財産管理及び成年後見に関する様々な問題の解決に関して相談業務を行い、成年後見制度に関する情報収集及び調査研究をし、広く知識の啓発と普及、任意後見人・任意後見監督人・法定後見人の受託事業を行うことを目的として設立するものです。

また、一般市民の財産管理及び成年後見についての様々な問題解決に関する相談業務を行い成年後見の受託をするために、適切な人材を育成する目的で、資格認定会員の制度を設けます。この資格認定会員を「成年後見相談員」と称し、この資格者による相談業務・成年後見受託業務を実施することによって、社会福祉の増進及び社会教育の推進を図り、もって、公益の増進に寄与することを目的とするものです。特定非営利活動法人を設立することによって、法人として個人で成年後見を受託するよりも恒久的に柔軟な形態で任意後見人・任意後見監督人・法定後見人の受託を行うことが可能となり、また広く社会福祉に貢献できるものと確信しております。